

自動車への置き去り事故報告フローチャート

【報告の対象となる事故の範囲】

・送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。

- ア 点呼等による所在確認の不実施による事故
- イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

【報告方法】

・「自動車への置き去り事故報告書様式」を幼保施設管理課にメールで提出

様式：<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/7023.html>

メール送付先：kodomoshisetsuunei@city.ichikawa.lg.jp

